

○嶺北広域行政事務組合暴力団排除条例 (抜粋)

第2条

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員等 暴力団、暴力団員(法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団準構成員(暴力団と関係を有する暴力団員以外の者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等(法第2条第1号に規定する暴力的不法行為等をいう。)を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。)をいう。

第3条 組合は、契約に係る事務その他の組合の事務又は事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員等を契約の相手方としない等暴力団の排除のために必要な措置を講ずるものとする。

○嶺北広域行政事務組合の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則 (抜粋)

第1条 この規則は、嶺北広域行政事務組合暴力団排除条例(平成26年条例第8号。以下「暴排条例」という。)第3条の規定に基づき、組合の事務及び事業(以下「組合の事業等」という。)における暴力団の排除について、法令その他別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2条

2 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (2) 役員等 次に掲げる者をいう。
 - ア 法人にあつては、代表役員等及び一般役員であつて経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあつては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))をいう。
- (4) 排除処置 入札参加資格の停止、契約の解除、許認可等の取消しその他の組合の事業等から暴力団を排除するために必要な措置をいう。
- (5) 排除措置対象者 国からの通達等において特別の定めがあるものを除き、次に掲げるものをいう。
 - ア 暴力団 暴排条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。
 - イ アに掲げるもの以外のものであつて、次のいずれかに該当するものとして管理者が認めるもの
 - (ア) 役員等が暴力団員等(暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員等のうち、暴力団員又は暴力団準構成員をいう。以下、この号において同じ。)に該当するもの
 - (イ) 役員等が業務に関し、暴力団員等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用しているもの
 - (ウ) 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているもの
 - (エ) 役員等が、自己、その属する法人等若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの
 - (オ) 役員等が、いかなる名義をもつてするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの
 - (カ) 役員等が、業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (キ) 役員等が、組合との契約に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用しているもの
 - (ク) (ア) から(キ)までに掲げるもののほか、役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているもの